

日本銀行金融研究所貨幣博物館 貨幣史研究会

2002/07/19

古代貨幣から中世貨幣へ ～平安時代の錢貨流通の検討を中心に～

山形県立米沢女子短期大学 三上 喜孝

はじめに ～平安時代錢貨研究の現状～

①律令国家の流通政策や財政史研究としての錢貨論

錢貨発行を律令国家の財政政策と結びつけた研究

栄原永遠男 1993『日本古代錢貨流通史の研究』塙書房

②王権と錢貨発行

錢貨発行の理念に注目した研究

保立道久 1996「中世前期の新制と沽価法」『歴史学研究』687

金沢悦男 2001「日本古代に於ける錢貨の特質」『歴史学研究』

③都市経済としての錢貨

平安時代の錢貨に注目した研究

鬼頭清明 1984「平安初期の錢貨について」『古代木簡と都城の研究』塙書房、2000年

三上喜孝 1996「平安時代の錢貨流通」『史学雑誌』105-9

栄原永遠男 1998「錢貨の流通」『古代史の論点3 都市と工業と流通』小学館

④古代錢貨から中世錢貨への展望

古代錢貨の衰退から中世の宋錢流入の過程についての研究

中島圭一 1999「日本の中世貨幣と国家」歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店

三上喜孝 1999「皇朝錢の終焉と渡来錢の始まり」『出土錢貨』12

井原今朝男 2001「宋錢流通の史的意義」『錢貨』青木書店

(1) 平安時代の錢貨流通

○平安時代の錢貨発行

- ・隆平通宝…延暦15年(795)11月5日発行。
- ・富寿神宝…弘仁2年(818)11月朔発行。
- ・承和昌宝…承和2年(835)正月22日発行。
- ・長年大宝…嘉祥元年(848)9月19日発行。
- ・饒益神宝…貞観元年(859)4月28日発行。
- ・貞観永宝…貞観12年(870)正月25日発行。
- ・寛平大宝…寛平2年(890)4月27日発行。
- ・延喜通宝…延喜7年(907)11月3日発行。
- ・乾元大宝…天徳2年(958)3月25日発行。

造都和錢貨の関係は平安遷都の際にも引き継がれる(鬼頭1984)。

○銭貨流通政策の転換（延暦 17～19、798～800 頃）

銭貨を功賃として支給、税として回収して、京・畿内を中心に流通させる。

諸国からの銭貨の回収、蓄銭叙位の禁止。貞観 9 年（867）にさらに厳制。

貞観年間あたりを境に、「造都」と「銭貨」の関係は希薄になる（鬼頭 1984）。

貞観永宝あたりを境に、京内において銭貨から米へと比重の変化が変化する（鬼頭 1984）。

ただし、銭貨発行途絶以降も、京内における銭貨に対する需要は続く点に注意。

○平安銭貨と平城京

土地売券にみる価直物の変化（9 世紀末を境に銭から米へ）

平城京の諸大寺と銭貨（六国史）

藤原京出土初期荘園木簡にみえる「奈良」＝平城旧京内の市。銭貨による換算→銭貨使用
平安遷都後も、一定の期間、平城旧京地域で銭貨の流通が目立つ。

→平城京地域を中心として銭貨による価値体系が確立し、しばらくは銭貨に対する需要が維持される。

○銭貨流通からみた都市経済

・遷都後も平城旧京において条坊呼称が用いられることなどから、平安期もしばらくは「京」としての性格を維持していた（館野和己「平城京その後」『日本古代国家の展開 上巻』思文閣出版、1995 年。「平城宮その後」『日本古代社会の史的特質 古代・中世』思文閣出版、1997 年。

・平安遷都後の平城京城は、廢都後ただちに水田化したのではなく、園地や宅地などが平城京時代からの諸関係を引きずった形で存続し、国司の直接的な領域的支配が及び難い空間であった（堀健彦「平安期平城京城の空間利用とその支配」『史林』8－15、1998 年）。

→空間としての「都市」と貨幣との不可分な関係

○平安銭貨と平安京

銭貨の京内への回収の徹底化

京内の貧民に対する銭貨支給、銭貨出挙による財政運営（六国史）。

畿外で富豪之輩が銭貨を持つ意味「非充資用、徒奢富強之名、各争聚集之夥」（『三代実録』貞観 9 年 5 月 10 日条）→古代において銭貨を持つ意味を探る上で示唆的。

平安京では、銭貨発行途絶後も 11 世紀初頭頃までは銭貨による価値表示が有効となる。

○「清胤王書状」について

康保三年（966）、周防前守から指示をうけて京で公文勘会等の業務にあたった清胤王が、周防国にいる前守に宛てた書状。

「乾元大宝」（天徳 2 年（958）3 月 25 日発行）の直後の時期にあたり、銭貨発行最終段階における平安京での銭貨流通の実態を知る上で貴重な史料。

『大日本史料』1－11、『平安遺文』第 1 巻

『山口県史 資料編 古代』に写真と新たな釈文が提示される。

寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究（『山口県史研究』6、1998）

- 「清胤王書状」にみる錢貨使用の実態
- B「古錢」…延喜通宝についての言及か
「綿代錢」…周防国の調綿代（延喜式主計上）としての錢
「雲林院錢」…雲林院は淳和天皇の離宮として創建。応和三年（963）に村上天皇勅願による造塔供養が行われる。
- C淡路守宅の修理…修理費 350 貫のうち、錢 160 貫しか借りられなかった。
- E「雲林院錢」への言及
「鑄錢司用途帳」作成のために錢五貫文を借り与える。
「二条殿」の寢殿などの檜皮の葺き替えのための費用（駄賃としての米）
- F「内藏寮錢二百貫文」の納入とその返抄
- G「米代錢」100 石の米の内、50 石については、代錢 35 貫を支払い、あとの 15 貫文については後ほど月内に進送。残りの 50 石については長官が上京したときに米で支払う。
→「1 石 = 1 貫文」か
- I「挾抄」による官米の売却 俵別 140 文
1 俵 = 5 斗とすると、1 石 = 280 文か。
〈清胤王書状からわかること〉
- ・平安京における錢と米の補完関係。
（『土佐日記』「楫取の昨日釣りたりし鯛に、錢なければ、米を取り掛けて、落ちられぬ」）
 - ・錢貨による債務関係の存在（後述）。
 - ・官物運上における挾抄の役割

（2）「古代錢貨」の背後にあるもの ～物品貨幣～

（三上喜孝 1997「庸制の特質を通じてみた古代現物貨幣論 —古代流通経済における東と西—」〔『史学雑誌』106-11〕）

錢貨導入以前 物品貨幣の時代 米・布・綿・塩など

複数の貨幣が流通するも、各地域の歴史的背景や生産物の特性などにあわせて、優位に立つ貨幣的物品は異なる。

東国 布（商布など）

西国 米

西海道 綿

沿岸部 塩

→これらが、「庸」として律令国家に収取される。畿内に複数の物品貨幣が互いに補完しつつ存在。

銅錢の発行は、畿内に流入するこれら複数の物品貨幣の価値体系を統一する意義をもつ。地方社会には物品貨幣による価値体系が強固に存在。→貨幣の流通は畿内周辺にとどまる。古代錢貨の流通の衰退後、古代以来潜在的に流通していた物品貨幣が「平安貨幣」として再び登場する（中島 1999）。とくに錢貨の役割を「絹」が果たすようになる。

(3) 古代貨幣から中世貨幣へ

古代銭衰退後の流通貨幣はどうなったのか

古代銭貨の衰退の背景

- ・王権による銭貨価値の強制的付与（沽価法などによる）。たび重なるインフレ。
- ・銅銭の粗悪化。銭文に対する執着。

→民衆による銭貨使用の忌避

ただし、銭貨に対する潜在的な要求は存在する（銭貨衰退後もしばらくは銭貨が価値表示基準となる）。

○12世紀後半頃の宋銭流通状況

京を中心に銭貨の使用が認められる。

地方市では、宋銭の流通は確認できない。

→宋銭流通の前提として、平安京城における古代銭貨による価値表示の記憶が大きく影響している。

宋銭流入による良質な銅銭の確保→銭貨に対する潜在的な要求を満たす結果となる。

京の民衆に受け入れられ、京を中心にまずは流通する。

王権はこれを「私鑄銭」と解釈して「沽価法」の中に取り込まず。→中世的銭貨の萌芽
民衆による交換経済としての輸入銭の使用が始まる。

背景に、都市における銭貨を媒介にした恒常的で小規模な債務関係の存在（井原 2001）。

→古代の銭貨出挙についての検討が必要。

(4) 古代の銭貨出挙について

○古代の銭貨出挙研究

正倉院文書の「月借錢解」を中心にした研究。

相田二郎 1923「金銭の融通から見た奈良朝の経師等の生活」（『歴史地理』41 - 2・3）

鬼頭清明 1977「八、九世紀における出挙銭の存在形態」（『日本古代都市論序説』法政大学出版社）

中村順昭 1992「奉写一切経所の月借錢解について」（『日本歴史』526）

古代の写経生の生活の実態、各官司や下級官人による出挙運営の実態等。

○中世史の側からの研究（近年）

井原今朝男「宋銭輸入の歴史的意義 - 沽価法と銭貨出挙の発達 -」（池亨編『銭貨 前近代日本の貨幣と国家』青木書店、2001年）

→宋銭の流通の背景に古代における銭貨出挙の広範な存在を指摘。古代銭の代替としての宋銭の流通。

同「中世借用状の成立と質券之法 - 中世債務史の一考察 -」（『史学雑誌』111 - 1、2002年）

→中世の借用状成立の前史として正倉院文書の借錢解をとらえる。

ただし、正倉院文書の借錢文書群のとらえ方については要検討。

○「正倉院文書」のなかの借錢文書

①宝亀年間以前の借錢文書「月借錢解」

天平勝宝二年（750）4通

天平宝字二年（758）3通

天平宝字五年（761）1通

天平宝字年間 1通

②宝亀年間の奉写一切経所の「月借錢解」約100通。

奉写一切経所の月借錢解は書式の共通性がみられるものの、②以前の文書はやや書式が異なる。両者を一括して考察するべきではない。また、出挙銭に関する多様な表記にも注意する必要がある。

○平安時代の銭貨出挙

『続日本後紀』承和六年閏正月丙午条

上野国言、前年綱領郡司等、称填調庸欠并減直物借取諸司諸家出挙銭、其手実云、附来年使將報上、而不令後年綱領知情、而封家諸司等便割調物、先補銭代、廻利為本、動成数倍、年中所報、殆及万貫、官物未進莫不由此、望請、下知諸家以除此煩者、仰下諸司諸家七道諸国禁制之

→調庸の欠の補填のため、銭貨出挙と関わるようになる。

『類聚三代格』延喜五年（905）十一月三日官符

太政官符

応禁制諸院諸宮諸司諸寺諸王臣家依土浪人道俗等私遣使者弁定訴訟事

右処参河国解僞、謹檢令条云、訴訟從下始。又云、犯罪者皆於事発処官司推断。然則土人浪人及僧尼等、若有訴訟者須先陳於事発処官司、官司不斷、若所断違理者隨即越訴於上官。而愚暗道俗属託勢家、請諸院諸宮諸司諸寺諸王臣家使、其所遣之使已非其人、專施威勢恣行猛暴。不弁是非濫論無道。国郡官司不堪凌辱、又乱入部内好行濫惡、以旧歳之手実勘多年之息利、百姓被冤盡頭逃散、郡司恐威吞舌不訴。吏民之煩莫大於。伏案去寛平八年十一月廿日下当道諸国符旨、只停止争田宅等、不被禁訟雜犯事、望請官裁、依准彼符同以禁制、然則国郡无騷擾之憂、吏民断威劫之恐者、左大臣宣、依請、諸国准此。

延喜五年十一月三日

→借用状=手実の存在が確認

『続日本後紀』卷十承和八年（八四一）二月丙寅《廿五》

太政官处分。以西市東北角空閑地方十五丈。為右坊城出挙銭所。

→京内に「出挙銭所」の存在

○清胤王書状にみえる借錢…平安京における銭貨出挙の恒常的な存在を示唆。

（今後の課題）

銭貨出挙を手がかりに、古代から中世への銭貨流通の流れを追う必要がある。